

給実甲第1337号

令和7年2月12日

人事院事務総長

給実甲第326号の一部改正について（通知）

給実甲第326号（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和7年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第11条関係	第11条関係
1 (略)	1 (略)
<u>2 この条の第3項の「人事院の</u>	(新設)

定める職員」は、人事院規則 8—18（採用試験）第 3 条第 4 項に規定する経験者採用試験（以下「経験者採用試験」という。）の結果に相当すると各庁の長が認める選考の結果に基づいて新たに職員となった者をいう。

3 この条の第 3 項の「その者に求められる能力等」とは、その者の採用の基礎となった経験者採用試験の合格者又はその者の採用の基礎となった選考の結果に基づいて採用される者に求められる能力及び実績等をいう。また、同項の「指定」は、当該経験者採用試験又は当該選考の実施前にあらかじめ行うものとする。

4～9 （略）

第 1 2 条関係

1 （略）

2 この条の第 1 項第 2 号の「経験者試験等採用者に求められる能力等」とは、経験者試験等採用者の採用の基礎となった経験

2 この条の第 3 項の「その者に求められる能力等」とは、その者の採用の基礎となった経験者採用試験の合格者に求められる能力及び実績等をいう。また、同項の「指定」は、当該経験者採用試験の実施前にあらかじめ行うものとする。

3～8 （略）

第 1 2 条関係

1 （略）

2 この条の第 1 項第 2 号の「経験者試験採用者に求められる能力等」とは、経験者試験採用者の採用の基礎となった経験者採

者採用試験の合格者又は経験者試験等採用者の採用の基礎となつた選考の結果に基づいて採用される者に求められる能力及び実績等をいう。また、同号の「指定」は、当該経験者採用試験又は当該選考の実施前にあらかじめ行うものとする。

- 3 この条の第1項第2号の規定により号俸を決定するに当たっては、経験者試験等採用者のうち、同号の規定により各庁の長が指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員に適用された初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分（同欄に学歴免許等の区分が掲げられていない場合にあつては、第15条の2関係第5項に定める学歴免許等の区分とする。）に対して経験年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格（第15条の2第1項の規定の適用に際して用いられるものに限る。）を有する者につい

用試験の合格者に求められる能力及び実績等をいう。また、同号の「指定」は、当該経験者採用試験の実施前にあらかじめ行うものとする。

- 3 この条の第1項第2号の規定により号俸を決定するに当たっては、経験者試験採用者のうち、同号の規定により各庁の長が指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員に適用された初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分（同欄に学歴免許等の区分が掲げられていない場合にあつては、第15条の2関係第5項に定める学歴免許等の区分とする。）に対して経験年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格（第15条の2第1項の規定の適用に際して用いられるものに限る。）を有する者につい

て、当該加える年数又は減ずる年数を考慮することができる。

4 この条の第1項第2号の「経験者試験等採用者の有する能力等」とは、経験者試験等採用者の有する能力及び実績等をいう。

5～8 (略)

第13条関係

1・2 (略)

3 この条の第3項の「採用試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められる者」とは、例えば、次に掲げる者をいう。

(1) (略)

(2) 人事院規則8—18第1条第1項に規定する採用試験の結果に相当すると認められる選考の結果に基づき任用された職員

4・5 (略)

第15条関係

1～4 (略)

5 この条の第1項の「人事院の定める職務の級」は、新たに職

て、当該加える年数又は減ずる年数を考慮することができる。

4 この条の第1項第2号の「経験者試験採用者の有する能力等」とは、経験者試験採用者の有する能力及び実績等をいう。

5～8 (略)

第13条関係

1・2 (略)

3 この条の第3項の「採用試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められる者」とは、例えば、次に掲げる者をいう。

(1) (略)

(2) 人事院規則8—18(採用試験)第1条第1項に規定する採用試験の結果に相当すると認められる選考の結果に基づき任用された職員

4・5 (略)

第15条関係

1～4 (略)

5 この条の第1項の「人事院の定める職務の級」は、新たに職

員となった者が新たに職員となった日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（第12条第1項第4号に掲げる者にあつては、その者に適用される俸給表の最下位の職務の級）を基礎としてその者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第20条第4項前段の規定の例によるものとした場合にその者の属する職務の級に決定することができる最短の期間（以下「最短昇格期間」という。）が5年（次の表の左欄に掲げる者にあつては、5年に同欄に掲げる者の区分に応じ、同表の右欄に定める年数を加減した年数。ただし、当該年数が負になる場合には、0年）以上となる職務の級とする。

員となった者が新たに職員となった日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（第12条第1項第4号に掲げる者にあつては、その者に適用される俸給表の最下位の職務の級）を基礎としてその者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第20条第4項前段の規定の例によるものとした場合にその者の属する職務の級に決定することができる最短の期間（以下「最短昇格期間」という。）が5年（次の表の左欄に掲げる者にあつては、5年に同欄に掲げる者の区分に応じ、同表の右欄に定める年数を加減した年数。ただし、当該年数が負になる場合には、0年）以上となる職務の級とする。

(略)	(略)
経験年数調整表 関係第2項第6 号の表の第1欄 に掲げる者	経験年数調整表 関係第2項第6 号の表の第1欄 及び第2欄の区 分に応じて同表 の第3欄に定め る年数（同表の 第2欄に定める 学歴免許等の区 分が「 <u>短大卒</u> 」 である場合に あつては、 <u>0.5</u> 年を当該第3 欄に定める年数 から減じた年 数)

注 (略)

6 この条の第1項の「職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事院の

(略)	(略)
経験年数調整表 関係第2項第6 号の表の第1欄 に掲げる者	経験年数調整表 関係第2項第6 号の表の第1欄 及び第2欄の区 分に応じて同表 の第3欄に定め る年数（同表の 第2欄に定める 学歴免許等の区 分が「 <u>中学卒</u> 」 である場合に あつては <u>3年</u> を、当該学歴免 許等の区分が 「 <u>短大卒</u> 」であ る場合にあつて は <u>0.5年</u> を、 それぞれ当該第 3欄に定める年 数から減じた年 数)

注 (略)

6 この条の第1項の「職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事院の

定めるもの」は、職務に在職した年数を経験年数換算表に定めるところにより100分の100の換算率によって換算した場合における当該職務であって各庁の長が公務に特に有用であると認めるものとする。

(削る)

(削る)

7 この条の第1項の「人事院の定める者」は、次の各号に掲げる者とし、同項の「人事院の定める数」は、当該者の区分に応じ当該各号に定める数とする。

一 この条の規定による調整に当たりその者の経験年数の月数の全てを12月で除すこととされる者（海事職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職

定めるもの」は、次に掲げる職務であって各庁の長が公務に特に有用であると認めるものとする。

一 その者の職務と同種の職務（職員として在職したものに限る。）

二 前号に掲げる職務以外の職務に在職した年数を経験年数換算表に定めるところにより100分の100の換算率によって換算した場合における当該職務

7 この条の第1項の「人事院の定める者」は、次の各号に掲げる者とし、同項の「人事院の定める数」は、当該者の区分に応じ当該各号に定める数とする。

一 この条の規定による調整に当たりその者の経験年数の月数のすべてを12月で除すこととされる者（行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその

務の級が6級以上であるもの、医療職俸給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、医療職俸給表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの若しくは福祉職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの
(第37条関係第15項第2号において「海(一)6級以上職員等」という。)又は行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの若しくは第38条の2各号に掲げる職員(第37条関係第15項第3号及び第17項並びに第39条関係第3項において「行(一)8級以上職員等」という。)となつた者を除く。)で、端数の月数が9月以上となるものうち、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるもの 3

二 (略)

職務の級が7級以上であるもの又は第36条各号に掲げる職員となつた者を除く。)
で、端数の月数が9月以上となるものうち、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるもの 3

二 (略)

8～11 (略)

第15条の2関係

1～4 (略)

5 この条の第2項の「人事院の定める学歴免許等の区分」は、次の各号に掲げる初任給基準表の区分に応じ、当該各号に定める学歴免許等の区分とする。

一 (略)

二 行政職俸給表(二)初任給基準表 「高校卒」の区分

三 (略)

6・7 (略)

第37条関係

1～14 (略)

15 この条の第6項の「人事院の定める割合」は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 Aの昇給区分に係る割合については100分の5、Bの昇給区分に係る割合については100分の20

二 海(一)6級以上職員等又は専

8～11 (略)

第15条の2関係

1～4 (略)

5 この条の第2項の「人事院の定める学歴免許等の区分」は、次の各号に掲げる初任給基準表の区分に応じ、当該各号に定める学歴免許等の区分とする。

一 (略)

二 行政職俸給表(二)初任給基準表 「中学卒」の区分

三 (略)

6・7 (略)

第37条関係

1～14 (略)

15 この条の第6項の「人事院の定める割合」は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 Aの昇給区分に係る割合については100分の5、Bの昇給区分に係る割合については100分の20

二 行政職俸給表(一)の適用を受

門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもの Aの昇給区分に係る割合については100分の10、Bの昇給区分に係る割合については100分の30

三 行(一)8級以上職員等 Aの昇給区分に係る割合については100分の10、Bの昇給区分に係る割合については100分の30

四 次に掲げる職員 ((5)及び(9)から(14)までに掲げる職員にあつては、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して(1)に掲げる職員に相当するものに限る。) 100分の25
(そのうちAの昇給区分に係る割合については、100分の5以内)

(1)~(15) (略)

16 各庁の長は、前項第1号に

ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、第36条各号に掲げる職員又は専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもの Aの昇給区分に係る割合については100分の10、Bの昇給区分に係る割合については100分の30

(新設)

三 次に掲げる職員 ((5)及び(9)から(14)までに掲げる職員にあつては、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して(1)に掲げる職員に相当するものに限る。) 100分の20
(そのうちAの昇給区分に係る割合については、100分の5以内)

(1)~(15) (略)

(新設)

定める割合におおむね合致する
ようこの条の第1項第1号イ又
はロに掲げる職員に該当するか
否かの判断を行う場合に、必要
と認める範囲内で、前項第1号
に掲げる職員の区分について、
俸給表（行政職俸給表(一)、専門
行政職俸給表、税務職俸給表、
公安職俸給表(一)、公安職俸給表
(二)又は医療職俸給表(一)に限
る。）及び当該俸給表の適用を
受ける職員の職務の級の別によ
り細分化することができる。こ
の場合における同号の規定の適
用については、同号中「Aの昇
給区分」とあるのは、「次項の
規定により細分化された区分ご
とにそれぞれAの昇給区分」と
する。

17 この条の第1項から第5項
までの規定により昇給区分を決
定する行(一)8級以上職員等の総
数に占める当該行(一)8級以上職
員等であつてこの第37条関係
第1項各号に掲げる職員又は第
2項に規定する職員であるもの

(新設)

の数の割合が100分の40を
超える場合であって、勤務成績
に基づきCの昇給区分に決定す
ることが著しく不適當であって
Bの昇給区分に決定する必要が
あると認められる職員がいると
きにおける第15項第3号の規
定の適用については、同号中
「100分の30」とあるのは
「100分の30を超え100
分の40以下の範囲内において
必要と認められる割合」とす
る。

18～20 (略)

第39条関係

1・2 (略)

3 この条の第3号の規定による昇給の号俸数は、2号俸（行(一)8級以上職員等又は退職の日においてその者が属する職務の級の最高の号俸の1号俸下位の号俸を受ける職員にあつては、1号俸）とする。また、同号の「退職」は、国家公務員法第78条第4号の規定による免職又は国家公務員退職手当法第5条

16～18 (略)

第39条関係

1・2 (略)

3 この条の第3号の規定による昇給の号俸数は、2号俸（退職の日においてその者が属する職務の級の最高の号俸の1号俸下位の号俸を受ける職員にあつては、1号俸）とする。また、同号の「退職」は、国家公務員法第78条第4号の規定による免職又は国家公務員退職手当法第5条第1項第3号の規定に該当

第1項第3号の規定に該当する退職（官署又は事務所の移転に係るものを除く。）をいう。

経験年数換算表関係

- 1 経験年数換算表の経歴欄の左欄の「国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間」の区分中「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）」の区分又は「その他の期間」の区分中「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間」の区分の適用を受ける期間には、各府省の特定の所掌事務において必要とされる専門的知識や経験を活用する職務に従事した期間だけでなく、各府省に共通する職務に役立つ汎用的な能力（例えば、説明能力、調整能力、企画能力等

する退職（官署又は事務所の移転に係るものを除く。）をいう。

経験年数換算表関係

- 1 経験年数換算表の備考第2項の「人事院が定めるもの」は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発校その他これに準ずる訓練機関における在職期間（正規の修業年限内の期間に限る。）とし、当該期間について「人事院が別に定める」換算率欄の率は、職員としての職務に直接役立つと認められる期間については100分の80以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は100分の100以下）、その他の期間については100分の50以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は100分の80以下）とする。

が該当するものとする。)を
用して職務に従事した期間も含
まれる。

2 経験年数換算表の経歴欄の左
欄の「国、地方公共団体、旧公
共企業体、政府関係機関、外国
政府又は民間における企業体、
団体等の職員等としての在職期
間」の区分中「職員としての職
務にその経験が直接役立つと認
められる職務に従事した期間
(常時勤務に服する者として職
務に従事した期間又はこれに準
ずる期間に限る。)」の「これ
に準ずる期間」とは、常時勤務
に服する者以外の者であって勤
務形態等が常時勤務に服する者
と類似するものとして職務に従
事した期間をいう。

(新設)

3 経験年数換算表の経歴欄の左
欄の「その他の期間」の区分中
「職員としての職務にその経験
が直接役立つと認められる職務
に従事した期間」の区分の適用
を受ける期間には、司法修習生
の修習期間など、職員としての

(新設)

職務に直接役立つ知識及び能力
を習得するための研修等を受け
た期間も含まれる。

4 (略)

5 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の定時制の課程若しくは大学に置かれる夜間の学部に在学した期間又は通信教育（学校又は学校に準ずる教育機関が行うものに限る。）を受講した期間に経験年数換算表を適用する場合には、同表の「学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間」の区分によるものとし、この場合の換算率は、その修学の実態に応じて定めるものとする。

6 (略)

経験年数調整表関係

1 (略)

2 経験年数調整表の備考第4項の「人事院が別段の定めをした

2 (略)

3 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の定時制の課程又は大学に置かれる夜間の学部に修学した者に経験年数換算表を適用する場合には、同表の「学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間」の区分によるものとし、この場合の換算率は、その修学の実態に応じて定めるものとする。また、各種の通信教育を受講した者に同表を適用する場合には、同表の「学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間」以外の区分のうち、その者の経歴の実態に応じた区分によるものとする。

4 (略)

経験年数調整表関係

1 (略)

2 経験年数調整表の備考第4項の「人事院が別段の定めをした

者」及び「経験年数に係る調整年数」は、次に定めるとおりとする。ただし、別段の定めを必要があると認められる者として事務総長が定める者については、事務総長の定めるところによるものとする。

一～五 (略)

六 次の表の第1欄に掲げる者については、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分に対応する経験年数調整表の基準学歴区分欄又は学歴区分(乙)欄の区分の調整年数に、次の表の第1欄に掲げる者及び第2欄に掲げるその者に適用される初任給基準表の学歴免許等の区分の区分に応じ、次の表の第3欄に定める年数を加減した年数(その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分に対応する経験年数調整表の基準学歴区分欄又は学歴区分(乙)欄の区分に調

者」及び「経験年数に係る調整年数」は、次に定めるとおりとする。ただし、別段の定めを必要があると認められる者として事務総長が定める者については、事務総長の定めるところによるものとする。

一～五 (略)

六 次の表の第1欄に掲げる者については、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分に対応する経験年数調整表の基準学歴区分欄又は学歴区分(乙)欄の区分の調整年数に、次の表の第1欄に掲げる者及び第2欄に掲げるその者に適用される初任給基準表の学歴免許等の区分の区分に応じ、次の表の第3欄に定める年数を加減した年数(その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分に対応する経験年数調整表の基準学歴区分欄又は学歴区分(乙)欄の区分に調

整年数が掲げられていない場合にあつては、次の表の第3欄に定める年数)をもつて、経験年数調整表の調整年数とする。この場合において、当該加減した年数が0年となるときは、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分に対応する経験年数調整表の基準学歴区分欄又は学歴区分(乙)欄の区分に調整年数が掲げられていないものとして取り扱うものとする。

行政職俸給表(一)、 税務職俸給表又は 公安職俸給表(二)の 適用を受ける者の うち、その職務の 級を1級に決定す	短大卒	+ 0 . 5 年
--	-----	--------------

整年数が掲げられていない場合にあつては、次の表の第3欄に定める年数)をもつて、経験年数調整表の調整年数とする。この場合において、当該加減した年数が0年となるときは、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分に対応する経験年数調整表の基準学歴区分欄又は学歴区分(乙)欄の区分に調整年数が掲げられていないものとして取り扱うものとする。

行政職俸給表(一)、 税務職俸給表又は 公安職俸給表(二)の 適用を受ける者の うち、その職務の 級を1級に決定す	短大卒	+ 0 . 5 年
--	-----	--------------

る者		
(略)	(略)	(略)
海事職俸給表(一)の適用を受ける大型船舶の1等航海士、1等機関士若しくは通信長又は中型船舶の船長若しくは機関長のうち、その職務の級を3級又は4級に決定する者	短大卒	- 2 . 5 年

る者		
行政職俸給表(二)の適用を受ける者	中学卒	+ 3 年
(略)	(略)	(略)
海事職俸給表(一)の適用を受ける大型船舶の1等航海士、1等機関士若しくは通信長又は中型船舶の船長若しくは機関長のうち、その職務の級を3級又は4級に決定する者	短大卒	- 2 . 5 年

(略)	(略)	(略)

注 (略)

3 (略)

別表 学歴免許等資格区分表

イ 甲表

学歴免許等の区分		学歴免許等の 資格
基準学 歴区分	学歴区分	
1 大 学卒	(略)	(略)
	六 大学 4 卒	(1) ~ (13) (略) (14) <u>職業能力 開発促進法 (昭和44 年法律第6 4号)</u> によ る職業能力 開発大学校 の応用課程 (「短大2 卒」)を入学 資格とする

海事職俸 給表(二)の 適用を受 ける者	中学卒	+3年
(略)	(略)	(略)

注 (略)

3 (略)

別表 学歴免許等資格区分表

イ 甲表

学歴免許等の区分		学歴免許等の 資格
基準学 歴区分	学歴区分	
1 大 学卒	(略)	(略)
	六 大学 4 卒	(1) ~ (13) (略) (14) <u>職業能力 開発促進法 による職業 能力開発大 学校の応用 課程(「短 大2卒」)を 入学資格と する修業年 限2年以上 のものに限</u>

修業年限 2
年以上のもの
のに限
る。)又は
職業能力開
発総合大学
校の特定応
用課程(旧
応用課程
(「短大 2
卒」を入学
資格とする
修業年限 2
年以上のも
のに限
る。)を含
む。)若し
くは旧長期
課程(旧職
業能力開発
大学校の長
期課程並び
に旧職業訓
練大学校の
長期課程及
び長期指導

る。)又は
職業能力開
発総合大学
校の特定応
用課程(旧
応用課程
(「短大 2
卒」を入学
資格とする
修業年限 2
年以上のも
のに限
る。)を含
む。)若し
くは旧長期
課程(旧職
業能力開発
大学校の長
期課程並び
に旧職業訓
練大学校の
長期課程及
び長期指導
員訓練課程
を含む。)の卒業

		員訓練課程 を含む。) の卒業 (15) ~ (19) (略)			(15) ~ (19) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考	(略)		備考	(略)	
口	(略)		口	(略)	

以 上